

第3期

伊予市子ども・子育て支援事業計画 概要版



2025（令和7）年3月

伊予市

1 計画策定の趣旨

本計画は、令和2年3月に策定した、5年間のこども・子育て支援の指針となる「第2期 伊予市子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの取組を検証し、「明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～」の実現に向けた施策を円滑に推進していくために、前期に続く第3期の事業計画として策定するものです。

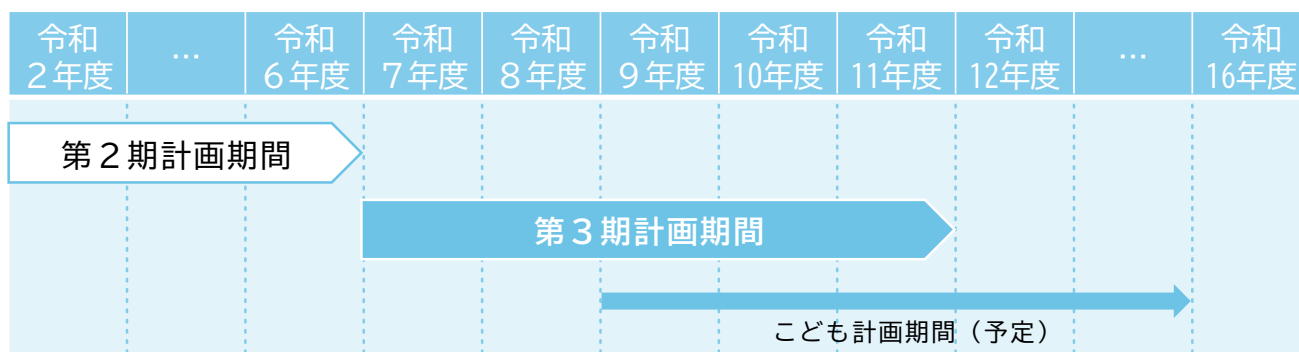
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、「第2次伊予市総合計画」や関連計画との整合を図りながら、今後の伊予市のこども・子育てに関する施策を推進するための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、こども基本法において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案し本計画等を包括した「こども計画」の作成が努力義務とされており、本市では令和9年度を始期として作成する予定としています。



4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、第2期計画に記載された施策の評価等を行うとともに、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)を実施しました。

また、各分野にわたる広範囲な計画であることから、全庁的に取り組むとともに、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表で構成する「伊予市子ども・子育て会議」で協議し、計画を策定しています。

5 子どもを取り巻く環境の変化

人口 総人口の減少とともに少子高齢化が進行しています(各年5月1日時点)。

	0-19歳	20-39歳	40-59歳	60-79歳	80歳以上	合計
令和2年(人)	6,105	6,571	9,213	10,684	4,131	36,704
令和6年(人)	5,669	5,896	9,100	10,356	4,346	35,367
増減率	↓ -7.1	↓ -10.3	↓ -1.2	↓ -3.1	↑ 5.2	↓ -3.6

出生数 生まれてくる子どもの数は年々減少しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数(人)	213	189	185	169	159	168

女性の就労 出産・子育て期の働く女性が増加しています。

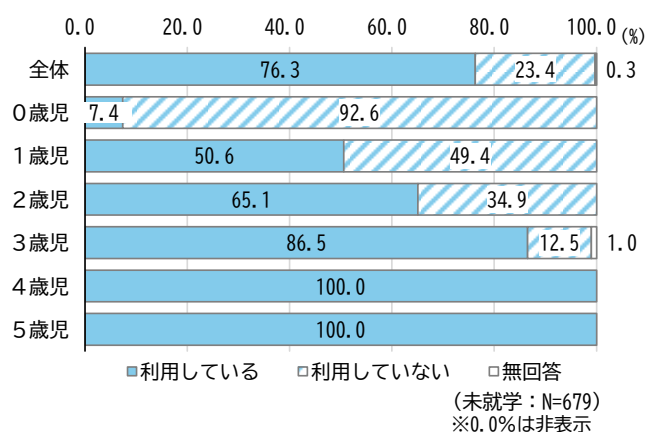
	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
平成22年(%)	74.8	76.9	69.1	72.2	74.9	79.8
令和2年(%)	73.3	84.0	79.7	79.7	83.2	84.2

※女性の年齢階級別労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)の変化(資料:国勢調査)

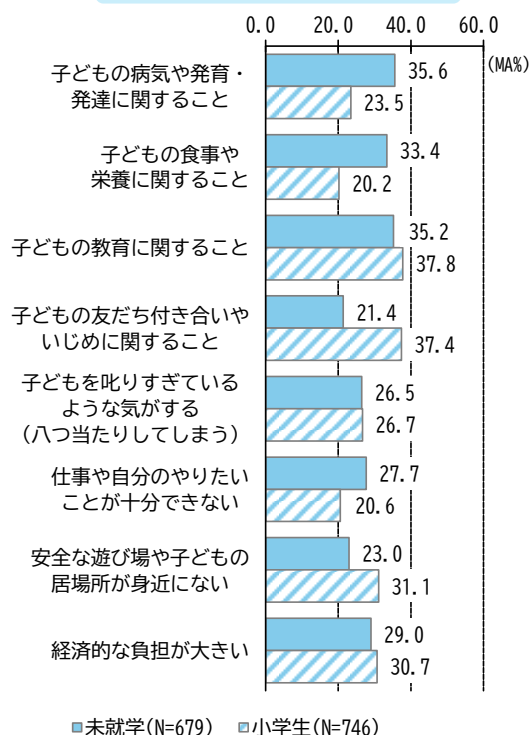
6 ニーズ調査の結果

- 平日、幼稚園・保育所等の定期的な教育・保育事業を利用している人は全体で70%を超え、前回調査より約6ポイント増加しています。
- 子育ての不安や悩みについて、未就学では「子どもの病気や発達に関すること」、小学生では「子どもの教育に関すること」が最も多くなっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



子育ての不安や悩み(抜粋)



7 計画の施策体系

基本理念

明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち
～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～

基本目標

1 幼児教育・保育の充実

2 地域における子育ての支援

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

5 子育てを支援する生活環境の整備

6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備

7 こどもの安全の確保

8 配慮が必要なこどもと家庭への支援

9 経済的支援策の充実

10 世界を担えるこどもの育成

施策

(1) 教育・保育の受け皿の整備
(2) 教育・保育サービスの充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実
(2) 児童の健全育成
(3) 世代間交流の促進

(1) こどもや母親の健康の確保
(2) 「食育」の推進

(1) 次代の親の育成
(2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
(3) 家庭や地域の教育力の向上

(1) 良質な住宅の確保
(2) 生活利便性の向上に資するまちづくりの実施

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(2) 就業対策等の推進
(3) 仕事と子育ての両立の推進

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進
(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
(3) 安全・安心なまちづくりの推進等

(1) 児童虐待防止対策の充実
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
(3) こどもの貧困対策の推進
(4) 障がい児施策の充実

(1) 経済的支援策の充実

(1) 国際文化に触れる機会の提供
(2) 国際的コミュニケーション力の醸成

8 教育・保育提供区域の設定

本市の地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を6区域とします。

提供区域	世帯数 (世帯)	人口 (人)	未就学 児童数(人)	幼稚園 (か所)	保育所 (か所)	認定こども 園(か所)	小規模保育 園(か所)
伊予小学校区	2,662	6,312	222	1	1	1	0
郡中小学校区	7,793	16,910	797	0	3	3	2
北山崎小学校区	2,248	4,754	167	0	0	1	0
南山崎小学校区	811	1,746	38	0	1	0	0
中山地域	1,206	2,432	17	0	0	1	0
双海地域	1,585	3,213	49	0	2	0	0
合計	16,305	35,367	1,290	1	7	6	2

※令和6年5月1日現在

9 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに利用状況が異なることから、提供区域は市内全域を1区域として設定します。

事業	区域設定
1 利用者支援事業	市内全域（1区域）
2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
3 妊婦健康診査事業	
4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
5 養育支援訪問事業	
6 子育て短期支援事業	
7 ファミリー・サポート・センター事業	
8 一時預かり事業	
9 延長保育事業	
10 病児・病後児保育事業	
11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	市内全域（1区域）
12 子育て世帯訪問支援事業【新規】	
13 児童育成支援拠点事業【新規】	
14 親子関係形成支援事業【新規】	
15 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
16 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
17 産後ケア事業【新規】	
18 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】	
19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	



10 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期

(人)

認定区分		学校教育		保育の必要性あり			計	
		1号認定	2号認定		3号認定			
利用できる施設		幼稚園・ 認定こども園	保育所・認定こども園		保育所・認定こども園・小規模保育			
年齢		3－5歳	3－5歳		0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	180	30	430	25	120	140	925
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	保育所	0		298	33	64	75	470
	認定こども園	184		265	32	55	73	609
	地域型保育事業	0		0	8	8	8	24
	②確保方策 計	184		563	73	127	156	1,103
	②－①	4		103	48	7	16	178
令和8年度	①量の見込み	170	20	425	25	120	135	895
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	保育所	0		298	33	64	75	470
	認定こども園	184		265	32	55	73	609
	地域型保育事業	0		0	8	8	8	24
	②確保方策 計	184		563	73	127	156	1,103
	②－①	14		118	48	7	21	208
令和9年度	①量の見込み	160	15	415	25	115	135	865
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	保育所	0		298	33	64	75	470
	認定こども園	184		265	32	55	73	609
	地域型保育事業	0		0	8	8	8	24
	②確保方策 計	184		563	73	127	156	1,103
	②－①	24		133	48	12	21	238
令和10年度	①量の見込み	150	10	405	25	110	130	830
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	保育所	0		298	33	64	75	470
	認定こども園	184		265	32	55	73	609
	地域型保育事業	0		0	8	8	8	24
	②確保方策 計	184		563	73	127	156	1,103
	②－①	34		148	48	17	26	273
令和11年度	①量の見込み	140	5	400	25	105	125	800
	幼稚園	0		0	0	0	0	0
	保育所	0		298	33	64	75	470
	認定こども園	184		265	32	55	73	609
	地域型保育事業	0		0	8	8	8	24
	②確保方策 計	184		563	73	127	156	1,103
	②－①	44		158	48	22	31	303

11 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	事業の内容	実績値 (令和5年度)	量の見込み (令和7年度)
1 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	2か所	こども家庭センター型1か所、基本型1か所、地域子育て相談機関1か所
2 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	8,352人日	7,000人日
3 妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	1,948人 (延べ受診人数)	2,000人 (延べ受診人数)
4 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談や必要な情報提供を行います。	158人 (延べ訪問件数)	155人 (延べ訪問件数)
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	0人 (延べ訪問件数)	—
6 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等への入所を支援し、必要な保護を行う事業です。	0人日	10人日
7 ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)の連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います。	124人日	低学年 102人日 高学年 0人日
8 一時預かり事業	保護者の就労や傷病等による緊急時、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所・認定こども園等で一時的に保育を行います。	幼稚園型 14,813人日 幼稚園型除く 1,449人日	幼稚園型 13,000人日 幼稚園型を除く 1,500人日
9 延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。	166人	170人
10 病児・病後児保育事業	病気又は病気の回復期にある児童で、集団保育が困難で、かつ、家庭内で保育ができない場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師が一時的に保育を実施する事業です。	459人日	600人日
11 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図ります。	442人	500人
12 子育て世帯訪問支援事業【新規】	特に支援の必要な妊産婦に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供、家事・育児に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。	—	60人 (延べ訪問件数)
13 児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に関する課題を抱えるこどもについて、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて保護者に対し、情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。	—	15人
14 親子関係形成支援事業【新規】	親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとその保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談、助言その他の必要な支援を行う事業です。	—	20人
15 実費徴収に係る補正給付を行う事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない園(未移行園)を利用する低所得世帯等に副食費の助成を実施します。	16人	20人
16 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか特別な支援が必要なこどもを受入れる認定こども園の設置等に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。	※今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入を検討します。	
17 産後ケア事業【新規】	退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。	—	20人日
18 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【新規】	経済的な支援と組み合わせ、妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や環境等の把握を行うほか母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う事業です。	—	妊娠届出数187件、1組当たり面談回数3回、面談実施合計回数561回
19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。令和8年度から実施を予定しています。	—	5人/月 (令和8年度)



明るい未来 こどもの笑顔あふれる やさしいまち
～育てよう未来の伊予 世界をかけるこどもたち～



発行 令和7年3月 伊予市 市民福祉部 子育て支援課

住所 〒799-3193 伊予市米湊820番地

電話 089-982-1111（代表） 089-982-1119（直通）

FAX 089-983-3354

E-mail kosodateshien@city.iyo.lg.jp